

契約申込書

フォーライフマガジン製作委員会

foelife@rimage.com

TEL042-972-8828 FAX042-972-8840

〒357-0032 埼玉県飯能市本町19-4 (アールズイメージ内)



御社名 _____ 印

御申込者 _____

御住所 _____

TEL _____

FAX _____

E-MAIL _____

H.P. _____

お申込み内容を基に、マガジン及びオフィシャルサイトに取扱店登録をさせていただきます。
名称変更等ございましたら フォーライフNEXTマガジン編集部までご連絡下さい。
(フォーライフNEXTマガジン編集部: 070-8543-3625【直通】)

申込み発刊号 Issue #

/ 継続掲載 お申込み内容を確認の上各項目にチェックを入れて下さい。

スペース / 寸法(mm) / 提供冊数(紙媒体) / 掲載誌面

 1P / 210×297 / 【90冊】 / 中面 1/2P / 203×143 / 【60冊】 / 中面 1/4P / 100×143 / 【30冊】 / 中面 表-4 / ※お問合せ / 【200冊】 表-2・3 / 210×297 / 【120冊】 2P / 420×297 / 【150冊】 / 中面見開き

※表4及び表2・3は先着順となります。ご希望に添えない場合がございますので予めご了承下さい。
また、表周リ複数ページも受付けております。お気軽に編集部までお問合せ下さい。

• 広告データ支給 有 無

※入稿データ仕様は中面に記載しています。

■編集部にて広告データ製作依頼は別途お見積り致します。

■広告申込みのメ切: 発行日の40日前

■広告原稿のメ切: 発行日の30日前

 取扱店申込み

◀ 5冊 ・ 10冊 ・ 15冊 ・ 20冊 ▶

中面詳細事項をご確認の上、希望冊数に○付けてお申込み下さい。

 継続お申込み

(注) ページスペース確保の為、ご契約締結後(お申込みご記載申込後)に請求書を発送させていただきます。データ入庫時までにご送金下さいませ
すようお願い申し上げます。

(取扱店様は発刊日確定時より順次請求書の発送となります。)

契約事項

広告主※契約書記載の会社または個人(以下甲と呼ぶ)と広告発行業者、フォーライフマガジン製作委員会(以下乙と呼ぶ)とは、以下のとおり、広告掲載に関する契約を締結した。

第1条(掲載)

1. 甲は、乙の出版物(契約書記載の媒体)に広告掲載を行う。
2. 乙は、甲に対し、本件の広告媒体の適法な利用権を有していることを保証する。

第2条(掲載期間)

契約書記載の契約期間を掲載するものとする。但し、甲、乙いずれかから契約掲載期間変更の申し入れがあった場合、別紙申込書にて掲載期間を変更できるものとする。その際、契約掲載回数が増える場合は甲は乙に契約掲載差額料金を支払うものとする。

第3条(対価および諸費用)

本件出版物の広告掲載費用・消費税は甲の負担とし、その支払い方法は乙の別途指定する方法によるものとする。

第4条(広告)

1. 乙は本件広告内容が法令に違反し、第三者の権利を侵害し、または周囲の環境にてらして不適切であると判断したときは、その旨を甲に通知し、本件広告の訂正または削除を求めることができるものとする。
2. 前項により本件出版物の広告掲載が不可能になった場合には、甲は乙に対し本件広告掲載料の減額または返還を求めることは出来ないものとする。
3. 契約後、校正確認が校了日を越えた場合、その前に渡した最終原稿を自動的に校了とし、確認がとれた事と見なす。

第5条(権利侵害)

本件広告の内容が甲の責めに帰すべき事由により、名誉毀損などの法的問題が生じたときは、甲の費用と責任において迅速に問題を処理するものとする。

 下記の契約事項に全て同意しました。

第6条(解除)

1. 甲または乙が本契約に定める義務の履行を怠り、双方どちらかが申し入れをした時。又、相手方から書面により相当な期間を定めて履行を催促されたにもかかわらず履行しないときは、相手方は本契約を解除し発生実費に対して請求できるものとする。
2. 甲が乙に対し契約解除の申し入れを行った際、本契約が長期契約であった場合、長期割引は適用できないものとし、乙は甲に対し単月契約との差額を甲に請求できるものとする。
3. 契約書記載の掲載号に対し、乙の指定する原稿締め日までに乙が甲と連絡がとれない場合は、乙は甲に対し、契約内容を掲載実績のある掲載号までとすることができるものとする。その際生じる差額料金を甲は乙に対して支払うものとする。

第7条(守秘義務)

本契約に関する内容において、その内容および取り決めにおいて、情報等を容易に漏洩してはならない。

第8条(管轄合意)

甲および乙は、本契約に基づく紛争については、川越地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすることを合意する。

第10条(著作権及び版権)

1. 甲は乙の許可なく、本件出版物を二次転用及び無断複写してはならない。甲が二次転用及び複写を望む場合は、その旨を速やかに乙に述べ、乙の判断を仰ぐものとする。
2. 乙の判断により二次転用及び複写の許可が認められた場合は、その用途により別途契約を交わし、甲、乙双方速やかに対応するものとする。

第11条(特約条項)

弊社にて電話発注に基づく注文書の代理作成並びに請書の不発行を許諾したものと、契約締結したものとす。

本契約の成立を証するため、甲は本紙、乙は甲からの FAX 受信をもって各一通を保有する。